

令和2年第3回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和2年9月25日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第45号

設楽町公共下水道条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第46号

設楽町公共下水道事業分担金に関する条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第47号

設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第48号

設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第49号

設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改

正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第6 議案第55号

令和2年度設楽町一般会計補正予算(第4号)

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第7 議案第56号

令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(文教厚生委員長報告)

日程第8 議案第57号

令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第9 議案第58号

令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第10 議案第59号

令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第11 認案第60号

令和2年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第12 議案第61号

令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第13 議案第62号

令和2年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第14 議案第63号

令和2年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第15 議案第64号

令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第16 陳情第3号

東堂神社移転補償に関する陳情書

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第17 陳情第4号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情書

- (文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 陳情第 5 号
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 19 要望第 3 号
人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 20 認定第 1 号
令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 2 号
令和元年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 3 号
令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 4 号
令和元年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 5 号
令和元年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 6 号
令和元年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 7 号
令和元年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 27 認定第 8 号
令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 28 認定第 9 号
令和元年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 29 認定第 10 号
令和元年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 30 認定第 1 1 号

令和元年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 31 認定第 1 2 号

令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 32 発議第 1 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める意見書 (案)

(追加)

日程第 33 発議第 2 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書 (案)

(追加)

日程第 34 議案第 6 5 号

設楽町過疎地域自立促進計画の変更について

(追加)

日程第 35 議案第 6 6 号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 37 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開議 午前 8 時 59 分

議長 皆さん、おはようございます。本日、伊藤武君から病氣療養検査のため欠席届
が出ておりますので、御承知置きください。それでは、ただいまの出席議員は
11 名です。定足数に達していますので、令和 2 年第 3 回設楽町議会定例会(第 3
日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、9 月議会定例会
の最終日にあたりましてご参集をいただき、誠にありがとうございます。

議会最終日開催にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

お彼岸を過ぎ、秋の気配を一層感じる気候になりました。各地で稲刈りも進ん
でおり、収穫の秋を迎えました。昨年 9 月のこの時期には、台風 15 号が襲来し、

記録的な暴風が吹き、関東地方の各地に甚大な被害をもたらしました。交通網はマヒをし、強風により鉄塔やゴルフ場の支柱が倒壊するなど、住宅被害や人的被害が出たことも記憶に新しいところです。幸い、今年は、今のところ、本土を直撃するような台風は発生しておりませんが、今後も自然災害には、十分留意していきたいと考えます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、減少してきたように感じております。先週の4連休は、多くの方々が観光地へ出かけたようでありまして、来月からは、東京発着の旅行が、GOTOキャンペーンの対象になります。今後は、感染症の予防を徹底しながら、経済を回すことが重要になります。当町におきましても、1人10冊までとしておりましたプレミアム付き商品券の購入を、更なる消費拡大に向けて、10月1日から20冊まで購入可能に変更といたします。お得な商品券を使っていただき、地元商店の応援をお願いしていきたいと思っております。

本日は、過疎地域自立促進計画の変更に係る議案1件、備品購入の契約に係る議案1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程した議案と併せまして慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、「あいさつ」とさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田（敏）おはようございます。令和2年第12回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和2年第3回定例会3日目の運営について、去る9月18日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案27件、陳情3件、要望1件と、本日追加案件で議員提出が2件、町長提出が2件、継続審査申出が2件です。日程の第1から日程第19までと、日程第20から日程第31は一括上程です。その他は単独上程です。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告がありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1、議案第45号「設楽町公共下水道条例の制定について」から日程第19、要望第3号「人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会、設楽ダム対策特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 おはようございます。総務建設委員会の報告を行います。

9月10日木曜日16時45分から17時20分総務建設委員会を開催。

出席者、委員6名全員、議会事務局長。執行部から町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計9名です。

付託された議案4件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件、1付託事件、(1)議案第55号「令和2年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」総務建設委員会所管です。

質疑9件、討論2件、賛成多数。4対1で原案通り可決すべきものに決しました。

主な質問を發表します。

・5款1項2目11節需用費の540万円について分かりやすく説明してほしい。

答え。今回の新型コロナウイルスの蔓延に伴う社会的自粛により愛知県淡水養殖漁業協同組合(愛知県淡水)に経済的影響が出たため、愛知県水産課と協議を行い、設楽町で愛知県淡水の商品を購入し、PRを兼ね町内の小中学校で生徒に配り各家庭において家族で食してもらうようにしました。

・津具のジビエの森が任意団体の為、持続化給付金の対象にならず苦慮している。愛知県淡水と同じようにPRをして扱えないか。

答え。ジビエの森に限らず町内の業者や団体で新型コロナウイルスによる経済的影響を受けたという裏付が取れたものには、同じように対応していく。

・5款1項4目19節の畜産業事業継続支援金について、この支援を行うに至った経緯を教えてください。

答え。町内の酪農家も新型コロナウイルスの影響による肉牛や牛乳の値下がりの影響を受けており、その値下がり幅の一部を補助するものである。尚、値下がり幅の数値については公の機関のものを用いている。

・愛知県も同様の補助を行うと聞いているが、町の支援金は関連してくるのか。

答え。県の補助の様子を見ながら、町として対応していくことになる。

・補正に上がっている金額を全額補助するわけではないということか。

答え。県の補助でも足りない部分を補助することになると思われる。

・新型コロナウイルスの影響により業績がさがっているのは畜産業だけではない。畜産業のみに補助金を出す理由は何か。

答え。畜産業のみでなく、町内の業者で新型コロナウイルスの影響により業績が下がったという者に対しては内容を精査したうえで同様に補助を行っていく。

・財源は国からの新型コロナウイルス対策の交付金であると思うが、この交付金を使い切ってしまった後でも、条件にあてはまる業者には町の財源から補助を行っていくのか。

答え。財政課と相談の上、基本的には行っていきたいと考えている。

・国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はどのように支出に振り分けたのか。

答え。主なところは、1款、議会費の議会費、2款、総務費の財産管理費、電子計算費、移住定住推進費、津具総合支所費、3款、民生費の新型コロナウイルス感染症対策費、4款、衛生費の予防費、つぐ診療所費、簡易水道費、5款、農林水産業費の農業振興費、農業集落排水費、6款、商工費の全般、7款、土木費

の公共下水道費、8款、消防費の災害対策費、9款、教育費の教育課の費用、町民図書館費である。

・交付金で足りない部分はどのように出しているのか。

答え。全額、国の交付金で賄える。

これによって、一般会計の関係で討論が2件ありました。

討論で、反対討論。

今回の補正予算にはマイナンバー制度を推進するものが含まれているので反対する。

それに対する、賛成の討論は、

被災した場合や今回のコロナウイルスに感染した場合で、医療を受ける際にマイナンバーは大変有利であると考えるので、今回の補正予算には賛成する。

(2) 議案第62号「令和2年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案の通り可決すべきものに決しました。

(3) 議案第63号「令和2年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決しました。

(4) 議案第64号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案の通り可決すべきものに決しました。

これで、一般会計の総務建設委員会の報告を終わります。

続きまして、委員会の閉会中の調査について報告します。

7月17日金曜日、9時30分から11時58分、閉会中の調査を実施。

出席者、委員5名、事務局長、七原剛議員に関してはその日に急きょ用事ができましたので欠席になっております。

調査の事件、「ヤマビル・マダニ等の効果的な防除と忌避方法等について」

愛知県新城設楽農林水産事務所が主催するヤマビル・マダニ研修会へ参加し、環境文化創造研究所ヤマビル研究会の谷講師より講義を受けました。防除及び忌避方法としては、殺ヒル剤・忌避剤の使用の他、草刈りや枯葉の除去等地面の乾燥化が有効であるとのことを説明を受けました。それが終わった後、その施設の前の道路で実際に噴霧器で忌避剤をまくデモンストレーションをしました。

以上で終わります。

3 加藤 おはようございます。それでは、続きまして、文教厚生委員会の報告をしたいと思えます。

令和2年9月14日月曜日午後3時12分から午後4時30分まで文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は、文教厚生委員5名、伊藤武議員からは欠席の報告があり欠席でした。議長、議会事務局長。執行部は町長以下10名の課長・所長さんの参加を得て行いました。

付託された議案は12件、陳情3件を審議しました。審議の結果を報告いたします。

審査事件、1付託事件、(1)議案第45号「設楽町公共下水道条例の制定について」

質疑5件、討論なし 全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、「・」で打ってあるのが質疑の内容です。

・条例の施行日や宅内排水施設補助金の開始時期を考えると4月からの供用開始には間に合わないと思うがどうか、という質問に対して、

令和2年度中に事前に相談をさせていただき、4月1日に受け付け審査を行い、すぐに接続できる状態を作っていく、ということでした。

・条例第7条の町において負担することが適当と認めたものはこの限りではないとなっているが、内容は何か。

公共柵までは、どんな時でも町が負担する。公共柵から集合柵までや宅内の配管などの補助については、別途補助金交付要綱を制定して対応していく、ということでした。

・説明のあった補助金交付要綱の内容は何か、ということ。

集合柵までは、加入促進ということで3年間の期限を区切る補助だが、宅内配管については期限を区切らないようにしたい、ということでした。

・第4条の排水施設を設置すべき者は、速やかに当該排水施設を設置しなければならないとあるが、設置すべきものは誰か。

当該区域内に家屋のある人のことをいう、ということでした。

・第8条の町長の指定を受けた指定工事店でなければ施行できないとあるが、住民にどう知らせるのか。

今後、工事店の募集を行い、審査後一覧表にして広報や回覧チラシ等で住民に周知していく、ということでした。

次、(2)議案第46号「設楽町公共下水道事業分担金に関する条例の制定について」

質疑3件、討論なし 全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑ですが、

・初日の説明では、分担金22万円をあくまで個人へ12万、田口財産区へ10万円を請求するとしたが、財産区から個人への補助は違法性があると思うがどうか。

それに対して、財産区から個人への補助の違法性は認識している。条例の運用の中でどういう方法がよいか検討していく、ということでした。

・下水道区域以外の田口財産区住民は、10万円の補助を受けられないがどうなるのか。

田口財産区管理会からの話を受けて補助していただいている。下水道区域外のことにはよく理解していない、ということでした。

・13mmと20mmの、管の太さのことですが、分担金の額が同じ理由は何か。

一般家庭では、水道管の管径のほとんどが13mmであるが、新築する場合にメーカー等が20mmを推奨している。それ以上は事業所がほとんどなので、応分の負担

をしてほしいと考えている、ということでした。

(3) 議案第47号「設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 議案第48号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 議案第49号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」

質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑ですが、

・今まで20mmの分担金を43万円支払った方から、20万円に引き下げることについて不満が出てこないかという点に対して、説明を区の役員に行ったから、住民への説明はいらないということだったがそれでよいのか。

答え。区の役員から区民に対して伝わっていると思うが、チラシ等でもお知らせをしていく、ということでした。

(6) 議案第55号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」（文教厚生委員会所管）

質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑ですが、1つ目、

・歴史民俗資料館の建設費補正で受水槽の設置を予定しているが、なぜこの段階なのか。どこへ設置するのか。大きさはどの程度のものなのか。

それに対する答弁ですが、1枚めくっていただいて、

道の駅を防災拠点としての役割を果たすためや、道の駅に入る業者が利用することなどで設置をする。国道257号と町道田内清崎線の接点付近に駐車場1台分を潰して35立方メートルのものを設置するということです。

・交差点付近に受水槽を設置すると見通しが悪くなり、交通事故が心配されるが大丈夫か。

検討を行ったが、特に問題ないとの結論であった、という答弁でした。

・中学生海外派遣事業が中止になり、かなりのショックを受けていると思うが、気持ちを和らげる代替措置になるものはないのか。

コロナ渦の中で、どういうことができるのか検討したが現実的に無理ということで、学校、保護者に説明を行い、理解をいただいた、ということでした。

(7) 議案第56号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(8) 議案第57号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(9)議案第58号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」
質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
質疑ですが、

・設楽ダム事業の少数残存で補償されなかった別荘の物件補償調査業務委託と
いうことですが、どういう調査を行うのか。

答弁ですが、現時点、町が井戸を掘削し、管理する方法で家の持ち主と交渉し
ているが、そんなにお金をかけるなら移転をしてもよいとの話があったため、そ
の交渉を行うための調査を行う、ということでした。

(10)議案第59号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」
質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(11)議案第60号「令和2年度設楽町農業集落排水事業特別会計補正予算(第
1号)」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

1枚はねていただいて、

(12)議案第61号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」
質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(13)陳情第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める陳情書」

質疑なし、討論なし、全員賛成で採択すべきと決しました。

意見であります。英語教育の導入等、学校の先生方が大変苦勞されているの
で採択すべきだと。意見書内容は修正なし。提出者は委員長、賛成者は副委員長
ということで決しました。

(14)陳情第5号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正する
ために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情書」

質疑なし、討論なし、賛成多数で趣旨採択にすべきと決しました。

その中で出た意見ですが、現状でも町独自で補助しているので趣旨採択で良い
と思う、ということでした。

(15)要望第3号「人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の
要望」

質疑なし、討論なし、全員賛成で趣旨採択とすべきと決しました。

意見ですが、内容等に異論はないので趣旨採択で良いと思う、ということでした。
2 その他 のところで、いくつか質疑が出ております。

修学旅行や都市体験学習はどうなっているのか、ということ。

修学旅行は田口小、名倉小が10月末に計画をしていると。2週間前までならキ
ャンセル料がかからないということなので、そこまでに判断をしていくというこ
とでした。都市体験は名古屋へ行くので、そこへ出向くのは危険性があるので中
止を決定している、ということでした。

2つ目、成人式は開催するのか。

現在、内容や方法等を検討しているが、近隣市町村の動向を考慮しながら決めていきたい。

3つ目、教育大綱が令和3年度から新しくなるが、改定の進捗状況はどんなふうか、ということです。

8月30日に総合教育会議を実施し、内容等について意見をいただいている、それをもとに内容を詰め、もう1回会議を実施して最終的に決めていきたい、ということでした。

最後ですが、インフルエンザのワクチンの接種が増えることが予想されるが、ワクチンの確保はどのような状況か。

ワクチンの接種者を国全体で昨年度より12%増を予定しているが、予想より増える可能性があるということで、優先的に接種できる人を国が決めることになっているので、それを町でも順守するつもりでいる、ということでした。

続きまして、1枚はねていただきまして、文教厚生委員会の閉会中調査の報告をさせていただきます。

調査目的ですが、コロナ禍の中で、設楽町立小中学校でも全国の学校でそうであるように、様々な困難や課題を抱えている。本委員会は、議会としてどのような支援や協力ができるのか、子どもたちの様子や現場の教職員の声を直接見聞きすることで、課題を明確にし、問題意識を共有し、解決に向けて方策をつかむことを目的とするとした、ということです。

調査は、令和2年7月27日月曜日に行いました。調査場所は、設楽中学校、津具小学校です。調査参加者は6名ということで、委員の4名と、遠山教育課長、村松事務局長の計6名で行いました。調査内容ですが、設楽中学校、午前9時30分から校長との面談という形で行いました。津具小学校も同じですが、(1)・(2)・(3)は事前にお知らせをしてお話をいただいたものです。

1つ目は「長期休業による学力保障の状況」について。2つ目は「夏休み中の授業実施対策」、3番目は「生徒のストレスの現状と対策」ということで、それぞれ、お答えをいただきました。

設楽中学校のほうですが、テストを実施したけれども、技能教科が低いというような現状が見られたと。現在、7時間授業、行事の見直しなどを実施して授業時間の確保を図っていると。中学3年生では、11時間ほど不足が見込まれており、入試対策もあり、2月末までに対応し、なんとかすべく現職教育等で認識を共有していると。

夏休み中の授業実施対策ですが、学校再開支援金100万円を活用して、扇風機、スポットクーラーを購入するとともに、学習資料の作成費、レバー式蛇口への交換等を行っているということです。

子供たちのストレスの現状ですが、月末のアンケート等で、調査を実施していると。教育相談として、スクールカウンセラー、教員が対応して面談をしていると。相談のある生徒は10人から20人が常々あるということでした。

質疑については、

①土曜出校は考えているか。

大雨休校などもあり厳しいが、今のところ考えていない、ということでした。

②感染症対策の現状ですが、

県教委の「学校再開ガイドライン」に沿って対応している、と。

③オンライン授業についてですが、

通信環境整備の遅れがあるということで。有効であり、研修を進めているということでした。

④ゲーム依存、生活リズムの乱れについては

ゲーム依存による不登校もあり、専門員も対応しているということです。

⑤ コロナ禍の中での今の困りごとですが

適正な消毒の仕方が分かりにくく、どのように消毒したらベストなのかがわかりにくい、という話でした。体力の低下、気力の低下、精神的な苦痛が感じられる生徒がいる、ということでした。

津具小学校、午前 11 時から行いました。

学力保障については、年間授業時数の 9 割は確保したということで。一日 7 時間授業、低学年も 6 時間で授業をしている、ということでした。6 年生の数学では特に重視して単式化して内容理解に努めていると。

夏休み中については、学校再開支援金でエアコンの活用、保冷剤、冷蔵庫、飲料などを準備していると。また、コロナ対策のために網戸を設置したり、蛇口のレバー化行っていると。

子どものストレスの状況ですが、児童の様子をよく観察して、個別で面談をしているということです。

質疑・協議ですが、

①デジタルデバイスの活用はどうかということで。

ギガスクール構想もあって、学校の実態が遅れているが、研修を進めている。

IT 支援員の支援も大いに期待していると。

②児童の様子で気になることについては

屋内の自粛生活のためか、体力の低下を感じる。特別支援の子どもたちの情緒が安定しない様子が見られた、ということでありました。

以上です。

8 土屋 おはようございます。それでは、令和 2 年第 3 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告書をさせていただきます。

令和 2 年 9 月 16 日 9 時 58 分より 12 時 00 分まで。ここ、設楽町役場議場において、設楽ダム対策特別委員会は全員、松下議長 村松事務局長、設楽町からは横山町長ほか 8 名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは真鍋所長ほか 7 名、愛知県豊川水系対策本部からは竹内事務局長ほか 3 名、設楽ダム関連事業出張所からは村田所長ほか 2 名の出席をもって開催をいたしました。

挨拶ののち、審査事件に入り、付託事件（１）陳情第３号「東堂神社移転補償に関する陳情書」について、委員の皆さんより質疑を受け、その中で国より、「元はといえば、国の施策によってこういう状況が作り出されたという認識を持っている。少数残存の規則、ルールのみからいうと、補償という形ではルール上できないが、愛知県とも協議をしながら、皆様方に納得のいく対応をさせて頂きたい。」ということでありました。その後、採決をし、挙手全員で、陳情第３号は採択すべきものと決定をいたしました。

次、所掌事務の調査。

（１）設楽ダム建設事業の進捗状況について、国土交通省より、詳細な工事進捗状況の説明を受けました。その後質疑をしておりますが、皆さんにお配りしてありますので一読しておいていただきたいと思います。

（２）その他、についても質疑を行いました。これも一読をしておいていただきたいと思います。

（３）現地視察を行いました。瀬戸設楽線５号トンネルの現地視察を行い、国土交通省設楽ダム工事事務所より説明を受けました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、１件ごとに行います。

議長 議案第４５号「設楽町公共下水道条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第４５号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第４６号「設楽町公共下水道事業分担金に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 46 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 47 号「設楽町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 47 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 48 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 48 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 49 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第 49 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。
議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 55 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第 55 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。
議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 56 号「令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第 56 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 57 号「令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 57 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 58 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 58 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 59 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 59 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 60 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 60 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 61 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の委
員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 61 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 62 号「令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委

員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 62 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 63 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 63 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 64 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 64 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。
議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 3 号「東堂神社移転補償に関する陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
陳情第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。
陳情第 3 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
陳情第 4 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。
陳情第 4 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 5 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 要望第3号「人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

要望第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

要望第3号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 日程第20、認定第1号「令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第31、認定第12号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの12議案を一括議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託をしていますが、委員長の報告を求めます。

11 高森 失礼します。それではただいまから令和2年決算特別委員会報告を行います。令和2年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は、令和2年9月10木曜日、及び9月14日月曜日の両日にわたり、令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下の通りです。

9月10日、午前8時58分から午後4時35分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員10名欠員1名です。

質疑は以下の通りです。

質疑。一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計 107 件で、その内訳は議会費の審議では質疑なし。総務費の審議では質疑 44 件。農林水産費の審議では質疑 29 件。商工費の審議では質疑 9 件。土木費の審議では質疑 15 件。消防費の審議では質疑 10 件。災害復旧費の審議では質疑なし。公債費の審議では質疑なし。諸支出金、予備費の審議では質疑なし、となっております。

「歳入」に関する審議では質疑 2 件。特別会計決算に関する質疑は、なし。田口財産区特別会計決算、質疑なし。段嶺財産区特別会計決算、質疑なし。名倉財産区特別会計決算、質疑なし。津具財産区特別会計決算、質疑なし。

以上でした。

9 月 14 日、午前 9 時 1 分から午後 3 時 4 分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 9 名欠員 2 名となっております。

質疑は以下の通りです。

質疑。一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計 55 件で、その内訳は、総務費の審議では質疑なし。民生費の審議では質疑 29 件。衛生費の審議では質疑 9 件。教育費の審議では質疑 17 件。

「歳入」に関する質疑は、なしです。

特別会計決算に関する質疑は、合計 14 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では質疑 3 件。後期高齢者医療保険特別会計決算では質疑なし。簡易水道特別会計決算では質疑 1 件。公共下水道特別会計決算では質疑 1 件。農業集落排水特別会計決算では質疑 2 件。町営バス特別会計決算では質疑なし。つぐ診療所特別会計決算では質疑 7 件。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計決算を反対とする討論 1 名。一般会計決算を賛成とする討論 1 名。討論は、本会議、本日、3 日目に行うこととしました。

採決。採決を行い、以下のように決しました。

(1) 認定第 1 号「令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」

討論、反対・賛成各 1 名は本会議 3 日目、本日举行。採決、賛成多数 (8:1) で認定すべきものと決しました。

(2) 認定第 2 号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、賛成多数 (8:1) で認定すべきものと決しました。

(3) 認定第 3 号「令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきと決しました。

(5) 認定第 4 号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、賛成多数（8:1）で認定すべきと決しました。

(6) 認定第5号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(7) 認定第6号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、賛成多数（8:1）で認定すべきものと決しました。

(8) 認定第7号「令和元年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(9) 認定第8号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(10) 認定第9号「令和元年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(11) 認定第10号「令和元年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(12) 認定第11号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

(13) 認定第12号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

討論なし。採決、全員賛成で認定すべきものと決しました。

2 その他、なし。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は1件ごとに行います。

議長 認定第1号「令和元年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

議長 原案に反対者の発言を許します。

10 田中 2019年度、一般会計決算について、認定不可の立場から討論をします。

自治体の使命は、住民の生命・財産と暮らし・福祉を守ることにあるといわれていますが、年度決算において一部で前進があったものの、無駄な公共事業は推進され、基金のため込み主義は変わらず、暮らし福祉は二の次になっている。

かつて、スイスイパークは建設費、維持費に比して利用者は少なく、さまざまな努力をしたが、利用度を上げることはできなかった。現在、スイスイパークの

成人利用者は、1日10人にも満たないが、温水プールとして数百万円の燃料費を使っていた過去がある。歴史民俗資料館もこれの二の舞にならないか。先に視察した岐阜の歴史郷土資料館では、道の駅、大型スポーツ施設と併設しているにもかかわらず、年間利用者は632人。スポーツ施設と合わせて1196人に過ぎず、利用料収入は13万7千円。支出額は262万円であった。これらのことを考え合わせると、歴史民俗資料館は多額の費用に見合う成果を上げることは極めて難しいと思われる。歴史民俗資料館は、現地の郷土資料館の拡充で十分であったのであり、このような財政の使い方には同意できない。

WRCラリーはコロナの影響で、本番開催が中止になる中で、イベントは開催されたが、多くの来町者を呼び込もうというもくろみは水泡に帰した。コロナ禍の新しい生活様式が吹聴され、定着しようとしている今、イベントによる町おこしは考え直す時が来ている。345万円使ったが無駄に終わったと考えるべきであり、町おこしの方向転換を図るべきだ。

町長は施政方針で「設楽ダムの湖面及び湖畔周辺等を観光資源として有効に活用できるよう、具現化を進める」と述べているが、湖面及び湖畔周辺の観光開発で、一時的にはあり得るかもしれないが、成功している例はないと認識している。かけた労力と費用に見合う利益があると言いますが、ダム観光につき込んだ場合、のちのちの地域の疲弊が懸念される。

移住定住政策は壁に突き当たっていないか。一年の人口減が113人、移住者は11人。このまま行くと、2060年、人口3000人は未達成になると予想される。移住定住事業は、大きなエネルギーとお金を費やしている割には、目標どおりの成果をあげることができるかは疑問である。町内に住んでいる人たちの定住対策こそもっと重視すべきではないか。

大変高くなっている国保料引下げのために、町独自の一般会計からの繰入はなかった。国保料の値上げ抑制に頑張り、保険料率を上げなかったが、引下げには至らなかったのはこうした理由によるものである。高すぎる国保料や県下でも注意、それは設楽町にとってはかなりの高額になっていることを示すものではあるが、介護保険料の軽減は切実であり、町においても国保料、介護保険料の引き下げに大きな努力を注ぐべきである。

重ねて要求する。憲法には、義務教育は無償とする、とうたわれている。教育委員会は給食無償化に背を向けているが、保育の無償化で浮いた財源を、学校給食無料化に振り向けて実現している自治体、コロナ対策として無料化を実施している自治体もある。設楽町でできないことはなく、直ちに実施することを要求する。

小中学校において月45時間、年360時間、稼働時月80時間以内の時間外勤務の目標が未達成のようだが、これらの解消は子どもたちの教育環境を良くするものにほかならない。いっそうの過労化解消の努力を要請したい。

基金は、財調基金が3億2千万円取り崩す予定だったが、調定額は0円になっ

た。当初予算で取り崩すように見せかけて、結局は基金を温存することになった。ため込みに終始せず、町民の暮らし・福祉に回すべきだ。無駄遣いやため込みに走らず、今こそ町民の暮らし・福祉を守る財政運営に方向転換するよう強く要求する。町民の暮らし・福祉を優先する町政は町民みんなの願いである。しかし、その重点が重点とされず、後景に追いやられて年度予算は終わりになった。よって、本決算の認定を不可とするものである。

なお、健診とインフルエンザ予防接種の無料化、それに伴う健診率の向上は評価するものである。輸送サービスの利用人数は増えているが、利用回数は減っている。町外の遠隔地にも安心して移動ができるように、遠距離運賃の更なる軽減を期待する。

津具の事業者が配食サービスの参入を承諾したと聞くが、当サービスは週2回の全町的な制度実施の促進をお願いしたい。

以上、一般会計決算の反対討論とするが、国保及び、消費税10%転嫁の簡易水道、農村集落排水の3特別会計決算についても、認定・認定不可の立場をあわせて表明して討論とする。

以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 加藤 令和元年度一般会計決算について賛成の立場で意見を申し上げます。

普通会計の歳出決算規模は、前年度比較で6.9%増加し、歳入決算規模も約5.7%増となりました。いずれも決算規模が大きくなっていますが、これは、令和3年より供用開始を予定している大型事業の実施によるものです。

道の駅したら・歴史民俗資料館・新斎苑の建設工事など、町民が期待する大型事業が、本年に入っても順調に進められています。また、近年頻発している自然災害に対して要となる防災無線の確実な配備のためのデジタル化事業も完了できました。

財政の健全化比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率共に問題なく、実質公債費比率も6.7%と前年度比1%減少させています。また、将来への負担比率についても平成27年度から連続でマイナスを維持することができています。

設楽町監査委員の意見書にもあるように、決算書・決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金運用状況調書の係数は適正とされており、財政全体として、歳入及び歳出に係る予算執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたと読み取れます。

今後、いくつかの大型事業が完成に向けて最終段階に入ることから、事業の運営・管理計画の策定状況についても、町民や議会に丁寧に報告説明を行うこと。また、決算成果報告書等に見られた記載不備が今後起こらないようにチェック機能を高めること。さらに、令和2年度予算執行にあたっては、コロナウィルス感染拡大の影響で自治体の財政悪化が危惧されており、さらに慎重でメリハリのあつた予算執行に努めることを要望として付け加え、令和元年度決算の賛成討論とい

たします。

以上です。

議長 ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わります。

認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「令和元年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第4号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「令和元年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「令和元年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「令和元年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「令和元年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第11号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 12 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 10 時 40 分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 40 分

議長 休憩に引き続き会議に入ります。

日程第 32、発議第 1 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

3 加藤 発議第 1 号、令和 2 年 9 月 14 日設楽町議会議長殿、ということで、提出者、設楽町議会議員 加藤弘文、賛成者、設楽町議会議員 原田直幸。

「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」

上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

提案理由は、未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

1 枚はねていただきまして、内容については、事前に配付資料としてお配りしているものに沿っておりますので御一読をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第1号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第33、発議第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5 金田(敏) 発議第2号、令和2年9月18日、設楽町議会議長殿、提出者、設楽町議会議員 金田敏行、賛成者、設楽町議会議員 田中邦利。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」

上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

提出する、意見書(案)につきましては、事前に配布してありますので議員各位、一読していただいたことだと思いますので本日ここでは省略させていただきます。以上で提案理由の説明は終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第 2 号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第 34、議案第 65 号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 65 号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」

別紙のとおり市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、計画の策定と同様、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更内容は計画に新たにソフト事業を追加し、当該事業の財源として過疎債を活用するものであります。

具体的には、平成 28 年度から本年度までの計画中、計画の 28 ページ、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の施策区分に、朱書きで示します、(11)過疎地域自立促進特別事業を追加し、事業内容欄に、豊鉄バス田口新城線への運行経費補助、及び津具線の運行委託を内容とする、バス路線対策事業を追加掲載するものであります。なお、予算においては、田口新城線、津具線について、25,700 千円を当初予算に計上してあります。

第 6 条第 7 項において準用する、第 4 項の規定に基づく変更に係る愛知県への協議につきましては、9 月 18 日付で「異議なし」と承認されています。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 65 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 35、議案第 66 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 66 号「財産取得契約の締結について」

本議案の「道の駅したら」の家具等備品購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に

規定する、予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当し、今回公募型プロポーザル方式の選考審査により、財産の取得金額を 21,983,500 円として、優先候補者の株式会社電通名鉄コミュニケーションズと仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

選考審査の実行状況につきましては、参考資料に記載するように 3 社が応募され、9 月 15 日に選考審査会を開催して、プレゼンテーションにより、それぞれ応募内容が説明されたのち、7 名の委員により、業務実績、企画提案、価格、業務体制について、各々得点を付し、集計した結果、施行実績を有し、技術、及び提案力のある事業者として最高得点を獲得した、株式会社電通名鉄コミュニケーションズを優先候補者に決定しました。なお、提示された額については、3 事業者とも予定価格の範囲内で、優先候補者の提示額は、税抜き 20,000 千円の予定価格に対し、提示価格は、税抜き 19,985 千円で、見積り落札率は 99.93%であります。

具体的な備品につきましては、参考資料に記載してありますが、詳細につきまして、産業課長から説明します。

産業課長 今回のプロポーザルにつきましては、木材の調達率をあげるというところで、7 割の森林環境税を投入をさせていただきたいというところで、今回のプロポーザルになったわけですが、この中の物品の内容につきまして、予算額の 7 割について木材調達というところになっております。

もともとの 2,000 万（税別ですが）の予算額につきましては、前年度の予算というところで、予算査定の時に見積りをいただきまして、この予算額を決めまして、これをもって、予算があって、以降に今回このプロポーザルをかけるにあたりまして、この 2,000 万円を開示しましてプロポーザルをかけております。ですので、この中の税込みで言いますと 2,200 万の 7 割が木材調達の物品であるというところで審査をしまして、この事業者、株式会社電通名鉄コミュニケーションズ様のところになりました。その審査の内容としましては、先ほど副町長が言われましたとおり、7 名の審査員によって点数方式で、先ほど言った採点方式で業務実績、企画提案、価格、業務体制等、業務体制というのは納品がちゃんとできるのかというところを見据えてこの事業者になりましたので御承知置きをお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(文) 2 点お願いします。まず 1 点は提案された 1 位と 2 位の会社の評価点数の内訳を教えてください。2 点目、物品概要のところにあるさまざまなもののうち、設楽町の業者さんで調達できるものはどれとどれでしょうか。

[調査のため中断]

議長 それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 06 分

議長 引き続き会議に入ります。

産業課長 すみません、評価の結果なのですが、2枚目の参考資料の中の7番目の「審査評価結果」というところがありまして、そこのところは、現在の事業者の採点数です。2位のところは、と言われますと、2位のところは、業務実績は65点、企画提案につきましては278点、価格につきましては58点、業務体制につきましては190点になっておりまして、その合計が601点となっております。

それからもう一つ、地元調達率につきまして、というところの御質問ですが、ここの中でどれがと言われますと、椅子とかそういうところのものになるのですが、個々のものがありますので、ただ、ここの中に除害されるものについては観光協会の事務局とか、体験工房とか、そういうところにつきましては基本的には木は使っておりません。普通の事務机等でございまして、木材は使っておりませんので調達になりません。それ以外のところにつきましては、できる限り木を使ってほしいと、プロポーザルの審査をするときに事業者のほうに申し入れておりますので。その中で、先ほど言った7割の価格までのところを、加工費、木材の調達を含めて森林環境税で充てられるという金額までを出してください、ということでプロポーザルをかけておりますので、先ほど言った7割は、7割なんですけれども、木材の調達としましては、どこまでという金額については出ていませんので、実際の金額、7割だと1,700万円くらいになるのですが、その中の素材の量とかそういうところにつきましては、今回の、こういうものができます、という提案はされましたけれども、どういう内容でどういうところで、どれだけの椅子の量をとるところまではいただいておりますので、7割を使って欲しいというところで、1,700万円分で木製の家具で作っていただきたいということでプロポーザルをかけておりますので、御承知をお願いしたいと思います。

8 土屋 木材の業界に携わる者として、7割木材の調達にかかると、2,000万のうちの7割ですから1,400万。1,400万木材の調達にかかるという答弁だと、ものすごい高い木材というイメージを私は持ちます。あまり細かな事が言えないのであれですが、木材は多分そんなにかかりません。ほかにどんなものにかかってということをごきちんとしていただかないと。木材で生きていく町の中であってですよ、2,000万のうち、1,400万木材の調達にかかるという説明をこんな公式の中でされたら、非常に高いものというイメージにとらえますが、どうです。

産業課長 すみません、木材調達につきましては、先ほど土屋議員の言われたとおり、1,500万程度というところで話は重々承知しております。その中で、加工費等がどうしても業者によってかかってきますので、うちのほうでは、森林環境税を充てたいというところを話をさせていただいて、割合をどれぐらいでできるのかという金額を出していただきたいと。それがクリアできるというところでは話をさせていただいておりますので、御承知をお願いしたいと思います。

8 土屋 この庁舎のときにもたしかそんな話があったのですが、役場側の、この行政に携わる方がですよ、木材は強度がないだとか、火に弱いだとか、木材は高いだ

とかという答弁をされるわけですね、今もそうですけれども。木しかない町が木で生きていくのですよ。だから木材を使うのだと理解します。であったら、もう少し、公式の場での答弁では気をつけて発言をしていただきたい。

産業課長 大変申し訳ありませんでした。今後気をつけたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 ほかありませんか。

(「関連」の声あり)

9 山口 今の関連の質問でありますけれども、企画として木材7割程度、また、地場の産業を振興したいという姿勢は大変喜ばしいことだと受け止めました。ただ、その中で来年3月にオープンするのに、今から木材を調達し、加工し、製品にしていくというなかで、間に合うかどうか。それともう一つ、地場産がないから木材ならどこでも使おうというのが過去に多々でております。その中で、同じ失敗というのか同じような形で、なければしょうがないでしょ、というような結果にならないよう、期待するわけでありまして。課長、どう思われますか。

産業課長 審査の時に、体制といたしまして、しっかり納期は確保できているのかというところで3社とも確認をしております。工程表とか確認すると、無理はないのかなと思われます。ですので、納期については間違いなくできると思っております。というのと、事業者が各木材事業者の方としっかり話し合いはあるというのと。提案の内容としましては、そういうところで話を聞いておまして、しっかり地元とも話し合いはできていて、なおかつ、今回の事業者様については、地元の家具を製作しているところとも組むというところも話をさせていただいておりますので、しっかりとできると思っております。それから先ほど、地場産が少ないから、ほかの町材をという話がありましたけれども、しっかりと見回って町内産を使っただけかと思っております。そのことは事業者のかたにもしっかりとプロポーザルの前もあとも話してありますので、今後そういうことがないようにしっかりと検査等をしていきたいと思っておりますので、木材業者の方にも協力していただいてしっかりとやっていきたいと思っておりますので御承知をお願いいたします。

6 金田(文) 私も山口議員がおっしゃったようなことを聞きたいなと思ったのですが、来春オープンという予定ですよ、そうするとあと数月しかないのですが、木材もたぶんたくさん準備がいるとか、更に材だけで収めるわけではなくて、4人掛けテーブルとか、そういう製品にして収めるのだと思うのですが、大きな業者ではないですけど、設楽町内にもすぐれたテーブル等を作る方々もいらっしゃる、それが道の駅とかに置かれればPRにもなると思うのですが、そういう方々の製品を使うとしたら、とても時間がないのではないのかなと思うのですが、どんなデザインで、どんな材でということが、もう、共有されているのかどうか、もう一度詳しく伺いたいです。

産業課長 提案の中にしっかりと、地元家具製作のかたと組みますと書いてあります

ので、そのところはしっかりやっていただけるということで。事業者の方は私は知っておりますので、しっかりと、そことも直接確認等を行っていきたくて思っておりますので、地元業者さんを使われないということはありませんので御承知をお願いしたいと思っております。

議長 ほかありませんか。

5 金田(敏) 先ほどの説明で、審査員7名という説明があったと思うのですが、当然これは全員7名が対応されたという理解でいいのか、それともう1点は、この7名の方はお名前は結構ですが、これは町職員なのか、部外者がいるのかいないのか。そのへんの説明をお願いします。

産業課長 審査は7名で行いました。審査につきましては、町の中で、私と副町長なのですが、あと、事業者、設計をされている事業者様と出店事業者様等で7名の構成になっておりました。

5 金田(敏) すみません、もう一度細かく、町の職員が何名で、設計者が何名で、出店者が何名と細かくわかりますか。

産業課長 町が3名で、設計者1名、出店者様が3名でなっております。

2 原田 企画提案の点数がかなり高いプロポーザルになっているのですが、今産業課長の説明を聞くと、町内産の材料を使い、町内の事業者さんを使ってやる、そういう企画提案、それならば、仕様書に書いて価格競争をすればいいのではなかと私は思うのですが、なぜ、そんなに企画提案が高い点数をつけなければいけなかったのか、その辺の理由を説明いただきたいと思っております。

産業課長 木材も含めてですが、スチールの部分についてはどこも各社同じだと思っております。木材提案としまして、どういうものがこの道の駅にふさわしいのかという提案をしていただきたいというところでプロポーザルで出させていただきました。その内容につきましては、各事業者様、考え方が多少なりとも違いますので、より良い提案の中で、うちのほうでこの机がいいのか悪いのかと悩みまして、どちらかというとな案型の方が、プロポーザル方式の方がより良いものがでてくるのではないかと結論に達しまして、こういうプロポーザルという形で事業者さまのほうから、どういう家具等を納品します、という提案をうけて、今回のプロポーザルでその提案の内容を見まして、審査して決めさせていただきましたので、御承知をお願いしたいと思っております。

2 原田 ということは、例えば物品概要のところ、ある物の中で、実際に提案を受けて点数をつけなければいけないようなものがどんなものがあったのか。木材として利用するものは、どれを木材として利用する予定なのか。その辺のお示しをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

産業課長 配置場所で言いますと、レストランですと、テーブルとか椅子とか。売店ですと、レジカウンターとか、キャビネット、あと、展示用の木ボックスとか、そういうところと。あと、1階のインフォメーションコーナーとかでしたら、オリジナルベンチ、オリジナルスツールとか。みんなのリビングにつきましても、

先ほど言ったテーブルとかチェア。あと、観光協会、それ以下につきましては全て既製品でございますので入っておりません。

2 原田 確認ですけれど、そうすると、先ほどからの説明を聞いていた中で、その部分が1,400万ほどかかるという理解をすればよろしいですか。

産業課長 はい、そう思っております。

議長 ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第36「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査について決定しました。

議長 日程第37「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程を全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第3回設
楽町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時25分